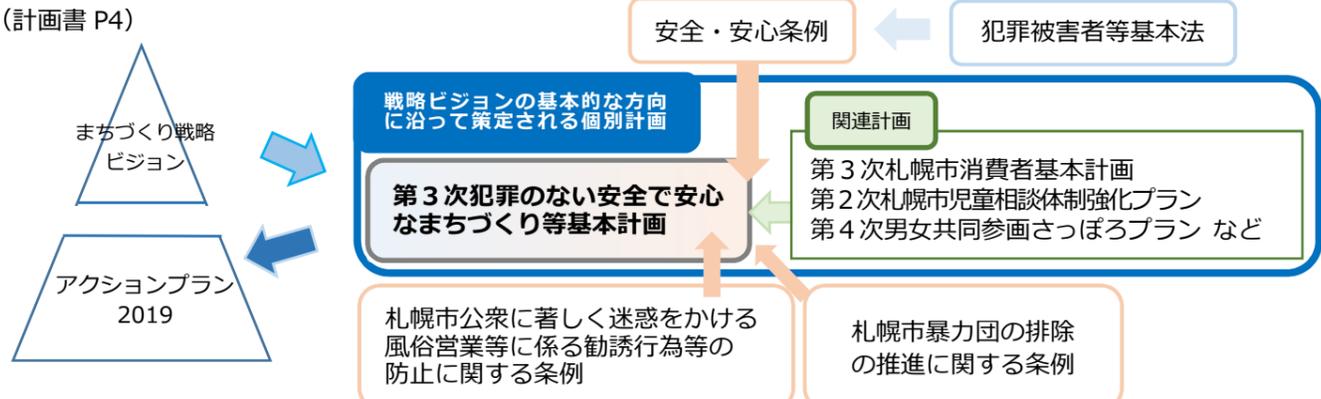
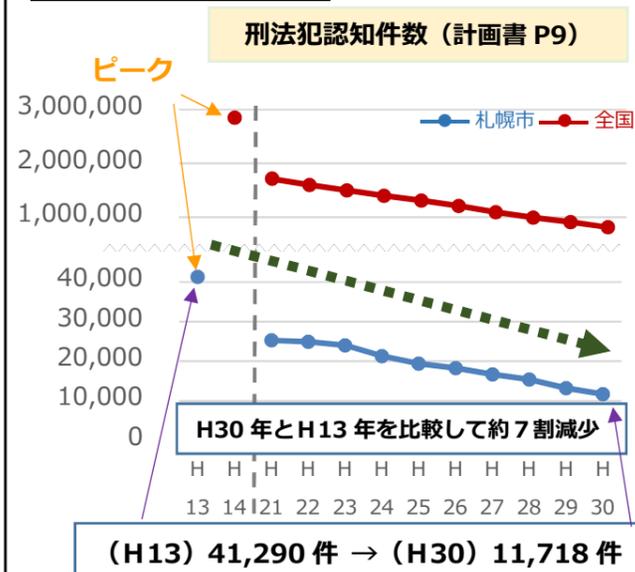


第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 (計画書 P1)	「安全で安心なまちづくり」及び「犯罪被害者等に対する支援」を総合的かつ計画的に進めていくための計画を策定するもの
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪 (計画書 P1)	主に日常生活の身近なところで発生する犯罪が対象 関連する取組：消費者問題、児童虐待、DVなど
3 基本的な考え方 (計画書 P2)	(1)「安全で安心なまちづくり」：「犯罪を誘発する機会」を減らすための取組 (2)「犯罪被害者等支援」：「犯罪被害者等基本法」及び「安全安心条例」に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る
4 計画期間 (計画書 P4)	令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)の5年間
5 計画の位置づけ (計画書 P4)	札幌市「まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定される個別計画 
6 第3次計画とSDGsとの関係性 (計画書 P5)	 5. ジェンダー平等を実現しよう  16. 平和と公正をすべての人に

第2章 現状とこれまでの振り返り

- 第2次計画の取組概要 (計画書 P7-8)：第2次計画で設定した基本施策を基に各種取組を実施
- 札幌市の犯罪情勢



	H21※1		H25		H30		政令指定都市順位※2
	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	
凶悪犯	129	0.5	109	0.6	69	0.6	14位
粗暴犯	877	3.5	1,005	5.2	1,248	10.7	6位
窃盗犯	19,303	76.4	12,932	66.6	7,686	65.6	15位
知能犯	607	2.4	577	3.0	375	3.2	20位
風俗犯	306	1.2	529	2.7	391	3.3	1位
その他	4,053	16.0	4,271	22.0	1,949	16.6	10位
合計	25,275	100.0	19,423	100.0	11,718	100.0	13位

※1安全安心条例制定年(H21)との比較
※2平成30年人口千人あたり認知件数の札幌市の降順の順位

子どもに係る事案(刑法犯認知件数、前兆事案発生件数) (計画書 P11)	女性・高齢者に係る事案 (計画書 P12)	特殊詐欺被害状況 (計画書 P13)
□子どもの刑法犯認知件数は、10年前から比較して、減少しているものの、前兆事案の発生件数は、ここ10年間で、600件前後で推移	□女性の刑法犯認知件数は、10年前から比較して、公然わいせつや暴行が増加傾向 □高齢者の刑法犯認知件数は、10年前から比較して、詐欺や暴行が増加傾向	□平成26年以降、被害件数(認知件数)は年間60件、被害額も1億5,000万円を超え、高水準で推移

3 市民・防犯活動団体のアンケート調査結果

主なアンケート結果	H25・H26	H30・R1
・「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思う市民の割合 (計画書 P14)	52.6% (H26)	64.6% (H30)
・犯罪に遭わないよう常に防犯意識をもって暮らしている市民の割合 (計画書 P14) 【成果指標】	64.5% (H26)	52.1% (R1)
・インターネット犯罪に遭うかもしれないと不安に思う市民の割合 (計画書 P15)	35.1% (H25)	50.3% (H30)
・身近な地域での犯罪に関する情報量が不足していると感じている市民の割合 (計画書 P17)	48.7% (H25)	49.4% (H30)
・簡単にできる防犯対策に取り組んでいる市民の割合 (計画書 P18)	89.3% (H25)	93.1% (H30)
・地域防犯活動に参加している市民の割合 (計画書 P18) 【成果指標】	13.3% (H25)	12.0% (H30)
・地域防犯活動に参加したことがない市民が活動へ参加するにあたっての条件 (計画書 P19)	市民の40.4%が「参加の仕方がわかりやすくなってほしい」(H30) 市民の38.3%が「好きな時間や参加頻度を選べれば」(H30)	
・10年以上活動している防犯活動団体 (計画書 P22)	15.2% (H25)	78.4% (H30)
・防犯活動団体の活動の内容 (計画書 P23)	団体の61.5%が「通学路などでの子どもの見守り活動」(H30)	
・地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと (計画書 P24)	団体の41.2%が「通学路などの見守り」(H30)	
・地域防犯活動を効果的に継続するにあたって参加者数が足りないと感じている団体の割合 (計画書 P25)	29.2% (H25)	33.8% (H30)
・犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所(市民の割合) (計画書 P16)	「路上」、「公園」、「歓楽街・繁華街」等の市民の不安感は減少傾向	
・札幌市に期待する施策 (計画書 P20)	市民の80.6%が「犯罪の防止に配慮した環境の整備」(H30)	

4 社会情勢 (計画書 P26-28)

(1)子どもの安全対策の強化	H30.6に政府は「登下校防犯プラン」を策定し、見守り活動の担い手不足等の課題に対応するため、「ながら見守り」等の推進に取り組むこととしている。
(2)特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進	全国的にみると、特殊詐欺の被害の約8割は65歳以上の高齢者となっており、今後高齢者人口が増加していきなから、高齢者の被害防止の徹底が課題。
(3)犯罪被害者等支援施策の充実	「犯罪被害者等基本法」の制定から15年が経過し、地方公共団体においても、犯罪被害者等に対する、経済的・精神的な支援の取組が広がってきている。
(4)外国人旅行者の増加	札幌に宿泊する外国人旅行者は、年々増加しているため、外国人旅行者が安心して旅行するため、犯罪に巻き込まれないための対策などの情報発信が必要。

5 現状の評価と今後の方向性 (計画書 P29-34)

現状の評価と今後の方向性	
基本方針 1～3	刑法犯認知件数の減少や市民意識の改善で一定の成果は確認しているものの、これらの成果については、緩やかにしか改善しないことから、現状の取組を着実に進めるとともに、犯罪情勢や市民意識、社会情勢を踏まえて、確認された課題等に対応するための取組を実施
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等が直面する様々な困難に対する理解が深まり、再び平穏な生活を営むことができるよう支援することの必要性や重要性が社会一般に浸透 ⇒ 犯罪被害者等への支援の充実（経済的・精神的な支援制度の創設）

第3章 計画の構成

1 計画体系 (計画書 P37)

(1) 基本目標 / (2) 基本方針 (計画書 P38-40)

- 基本目標 ⇒ 不変的であることから、第2次計画と同様に設定
- 基本方針 1～3 ⇒ 安全で安心なまちづくりは4区分に分類され、これを体系的に整理した形となっている第2次計画の基本方針と同様に整理
- 基本方針 4 ⇒ 犯罪被害者等への支援の充実を図ることから、第2次計画では施策として位置づけられていたところ、第3次計画では、基本方針 4として新設

(3) 基本施策 (計画書 P40-42)

□下記の表を基に、基本施策を設定

基本施策の基礎となる事項	基本方針				
	1	2	3	4	
	基本施策				
安全・安心条例	第8条（広報及び啓発）	1	1	1	
	第9条（市民の取組への支援）				
	第10条（公共施設の整備等）			2	
	第11条（連携体制の整備）		2		
	第12条（犯罪被害者等への支援）				1～4
子ども、女性、高齢者の安全確保	子ども	2	3		
	女性	3	4	3	
	高齢者	4	5		
その他	公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例			4	
	暴力団の排除に関する条例			5	

(4) 重点テーマ (計画書 P42)

- 子どもの犯罪に対する特性（未然防止が大人と比して容易ではない）、犯罪情勢（前兆事案の発生件数が横ばい）、それに伴う未然防止対策の必要性（市民・市は子どもの安全を確保することが必要）、市民意識（地域での子どもの安全に対する意識が高い）を総合的に勘案 ⇒ 安全で安心なまちづくりに関する重点テーマとして、「子どもの安全」を設定

2 基本施策ごとの主な取組

基本目標：犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

基本方針 1 (計画書 P44～47) 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	基本方針 2 (計画書 P48～51) みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる	基本方針 3 (計画書 P52～54) 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める	★基本方針 4 (計画書 P55) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する
--	---	--	--

基本施策の主な取組

1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供	1 地域における防犯活動の促進	1 市民自らが行う環境整備の促進	【レベ】 1 犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発
★【レベ】インターネット・SNSによる犯罪被害防止に関する出前講座を新設	★【新規】地域防犯活動団体向けセミナー開催	町内会等への防犯カメラの設置補助	【レベ】 2 総合的対応窓口における対応
【レベ】防犯に有益な犯罪発生マップや SNS 等の新たな情報ツールによる周知啓発	2 協働による連携体制の充実	2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等	【新規】 3 犯罪被害者等に対する経済的な負担の軽減
	安全・安心どさんご運動の普及促進	街路灯の更新や公園等の整備	【新規】 4 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援
2 子どもに関する防犯力の向上	3 地域と一体となった子どもの見守り	3 子ども等の安全に配慮した環境整備	
★「重点取組」【レベ】「子ども110番の家」を活用した参加型防犯講座	★「重点取組」【新規】「ながら防犯」促進のための啓発・支援	★「重点取組」(再掲) 町内会等への防犯カメラの設置補助	
【新規】インターネット等被害対策ハンドブック作成配布	★【レベ】「子ども110番の家」における事業者との連携	4 歓楽街等を対象とした環境改善	
3 女性の防犯力向上	4 女性の犯罪被害防止の取組の推進	★【新規】外国人旅行者への防犯啓発	
女性の防犯ハンドブックを活用した広報啓発の実施	DV 対応機関との連携	5 暴力団等の排除	
4 高齢者等の防犯力向上	5 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進	市の契約や補助事業などからの排除措置	
【レベ】特殊詐欺被害防止のための参加型の出前講座を実施	高齢者に対する見守りや支援		



第4章 計画の推進 (計画書 P57～59)

【成果指標 1】 刑法犯認知件数 11,718 件→9,000 件未満 (H30→R6 年)	【成果指標 2】 自ら犯罪に遭わないよう防犯意識をもって暮らしている市民の割合 89%→95% (R1→R6 年度)	【成果指標 3】 地域で防犯活動を行っている市民の割合 7.5%→25% (R1→R6 年度)
--	---	--

【重点テーマ：子どもの安全】

【基本方針 1～重点取組】 「子ども110番の家」講座の開催 【達成目標】 合計 10 回開催 (R2→R6 年度)	【基本方針 2～重点取組】 ながら防犯の推進 【達成目標】 合計 10,000 人登録 (R2→R6 年度)	【基本方針 3～重点取組】 町内会の防犯カメラ設置に対する補助金交付事業 【達成目標】 新規設置台数 合計 500 台 (R2→R6 年度)
---	---	---